

入札公告

次のとおり、入札（ 新事後審査型一般競争入札（変動型最低制限価格制度適用） ）を行う。

千曲市長 小川 修一

1. 対象工事の概要等

工 事 名	令和8年度 千曲市立戸倉保育園改築事業 機械設備工事
工 事 場 所	千曲市 大字 戸倉
工 事 概 要	戸倉保育園改築事業 機械設備工事 一式
工 事 完 成 期 限	令和10年 3月 24日 （ 日間）

2-1. 入札参加者の資格要件

本入札へは、A「単独企業による参加」又は、B「特定建設工事共同企業体（以下、共同企業体）による参加」のいずれかの方法により参加すること。

A「単独企業による参加」

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

入札参加資格の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
工種及び等級格付け	管工事の格付けがA級の者であること。
地 域 要 件	千曲市内に入札参加資格者名簿に登録された主たる営業所（本社・本店等）を有している者であること。
営 業 実 績	千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有し、令和8年5月1日現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。
特 定 建 設 業 許 可	必要
同 種 工 事 施 工 実 績	不要
現 場 代 理 人	社員であること。
配 置 技 術 者	社員である所定の技術者を専任で配置すること。ただし、入札日以前3か月以上の雇用関係にある者に限る。
その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていない者であること。 (3) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年千曲市告示7号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者(入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。 (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。 (6) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。 共同企業体の構成員としても参加しないこと。

B「共同企業体による参加」

次に掲げる条件をすべて満たしている共同企業体であること。

構 成 員 数	2者とする。
出 資 割 合	各構成員の出資比率はそれぞれ30%以上とする（ただし、代表構成員は50%超とする）。
地 域 要 件	・いずれの構成員も、 <u>長野県東北信地域</u> に入札参加資格者名簿に登載された 営業所 （本社、 <u>本店</u> 、 <u>支店</u> 、 <u>営業所等</u> ）を有している者であること。 ・ただし、構成員のうち 少なくとも1者 は、 千曲市内 に入札参加資格者名簿に登載された 主たる営業所 （本社・本店等）を有し、令和8年5月1日現在において、千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。
現 場 代 理 人	いずれかの構成員の社員であること。
配 置 技 術 者	各構成員が所定の技術者を配置すること。ただし、入札日以前3か月以上の雇用関係にある者に限る。
そ の 他	代表となる構成員及び代表以外の構成員が、それぞれ下記ア、イの条件を満たすこと。

【ア：代表となる構成員の条件】

代表となる構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

入札参加資格の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
工種及び等級格付け	管工事の格付けが A級 の者であること。 (なお、 代表となる構成員は、自社の最新の経営規模等評価結果通知の総合評定値において、<u>管工事の点数が最も高い者</u> でなくてはならない。)
特 定 建 設 業 許 可	必要
同 種 工 事 施 工 実 績	不要
その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていない者であること。 (3) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年千曲市告示7号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者(入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。 (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。 (6) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。 複数の共同企業体の構成員としても参加しないこと。あわせて単独企業による参加もしないこと。

【イ：代表以外の構成員の条件】

代表以外の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

入札参加資格の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
工種及び等級格付け	管工事の格付けが A級 の者であること。
特 定 建 設 業 許 可	不要
同 種 工 事 施 工 実 績	不要
その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていない者であること。 (3) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年千曲市告示7号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者(入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。 (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。 (6) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。 複数の共同企業体の構成員としても参加しないこと。あわせて単独企業による参加もしないこと。

2-2. 共同企業体で入札に参加する場合の事前提出書類について

提出書類	共同企業体で入札に参加する場合は、以下の書類を事前に提出すること。 ①建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（公告と同時に掲載する様式を使用すること） ②特定建設工事共同企業体協定書 ③最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表構成員のみ）
提出部数	各1部
提出期限	令和8年 10月 19日（月） 午後4時30分
提出先	千曲市役所4階 管財契約課に持参。 提出の翌々開庁日までに管財契約課から連絡が無い場合は、入札参加を認めるものとする。

3. 入札、開札の日時及び場所

入札日時	令和8年 10月 27日 午前 9時00分
入札場所	千曲市役所 3階 302中会議室
開札場所	同上（入札終了後、直ちに行う。）

4. 入札参加希望届の提出 単独企業で参加する場合に必要

事前に入札参加者数を把握するため、 令和8年 10月 19日 午後4時30分 までに、入札参加希望届（代表者印を押印したもの）をFAXで送信すること。また、送信後に電話でFAX到達の確認をとること。 （様式は、市ホームページ（入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託）） ※期日までの提出が無くても入札に参加することは可能ですが、期日までに提出が1者もない場合には、本入札を中止する場合があります。 ※共同企業体で入札に参加する場合は、提出不要です。
--

5. 設計図書等の掲載 及び 質問回答

設計図書等の掲載	設計図書等は市ホームページに掲載するので、必要部分をダウンロードすること。	
設計図書等に関する質問受付	質問期限	令和8年 10月 15日 午前11時
	質問様式	専用の様式を使用すること。様式は市ホームページよりダウンロードすること。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提出方法	FAX又はメールの方法により提出をする。
	送付先	千曲市役所 管財契約課 宛 FAX番号：026-273-8787 メール：kankei@city.chikuma.lg.jp
質問への回答	令和8年 10月 20日 午後5時までに市ホームページ（公告文と同様の場所）に掲載する。	

6. 入札事項等

入 札 保 証 金	免除
予 定 価 格	事後公表
最 低 制 限 価 格	設定有り（事後公表） 最低制限価格の算定方法については「7. 最低制限価格の算定方法について」を参照すること。
入 札 と 見 積 の 回 数	入札回数は2回までとし、2回の入札で最低制限価格以上予定価格以下の入札がない場合は2回目の最低価格者と見積を2回まで行う。
積 算 内 訳 書 の 提 出	必要 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は①材料費 ②労務費 ③法定福利費（事業主負担額） ④建退共制度の掛金 ⑤安全衛生経費を明示した内訳書を提出してください。 当面は従来の内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。（従来の内訳書の欄外等での明示又は別様式による提出でも差し支えありません） 詳細は千曲市ホームページ「公共工事の発注における入札金額の内訳について」を参照してください。
積 算 内 訳 書 の 内 容	1 回目入札の金額に対応した積算内訳書 （金抜き設計書の 1、3、4、5 に対応する部分）
積 算 疑 義 申 立 の 可 否	可能（詳細は「1 1. 積算疑義申立について」を参照。）
契 約 の 保 証	金銭的保証（千曲市財務規則124条第3項の規定による場合は免除する。）
前 払 の 適 用	有り。 本件は債務負担行為に係る契約であることから、建設工事標準請負契約約款第41条第3項に該当するものとし、契約会計年度において全請負金額の10分の4を支払うことができるものとする。
部 分 払 の 適 用	有り
そ の 他	(1) 入札は関係法規ほか千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領、千曲市建設工事等の積算疑義 手続に関する取扱要領、入札心得等の規定により行う。入札参加者は、入札公告、入札心得及び 現場等を熟覧し、入札しなければならない。 (2) 入札開始時に入札会場にいない者は、入札に参加できない。 (3) 代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出すること。 ※委任状及び委任状提出時の入札書の作成方法については、 入札・調達情報→建設工事等入札情報→ 様式集(工事・委託) →委任状作成方法を参照すること。 (4) 最低制限価格未滿で失格となった者や無効の入札をした者は、2 回目以降の入札及び見積に参加できない。 (5) 入札参加者が1 者の場合でも入札を行う。

7. 最低制限価格の算定方法について（変動型最低制限価格制度適用）

本件は変動型最低制限価格制度の適用対象となるので、最低制限価格は、「市ホームページ：入札・調達情報→建設工事入札情報→入札制度の要領等」の、「変動型最低制限価格の算出方法」に記載の方法により算出する。 ※令和8年6月1日以降の公告案件から最低制限価格の計算における下限値の端数処理の単位が変更となったため、ご注意ください。
--

7の2. 一抜け方式について

(1) 本工事は一抜け方式による入札とし、対象工事は下記のとおりとする。	
番号	工事名
①	令和8年度 千曲市立戸倉保育園改築事業 建築主体工事（令和8年8月に入札済）
②	令和8年度 千曲市立戸倉保育園改築事業 機械設備工事（本件）
(2) ①（建築主体工事）の落札者は、②（本件）の入札に参加できない。 ※①（建築主体工事）の落札者は、②（本件）の入札において、JVの構成員としても入札に参加することはできません。	

8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で、最低の価格で入札した者（最低制限価格未満での入札者を除く）を、落札候補者として決定する。
- (2) 落札候補者は、入札参加資格確認申請書類（「9. 入札参加資格確認書類」を参照。）を千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領記載の期日までに提出しなければならない。
- (3) 落札候補者から提出された入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (4) 落札者の決定は、入札参加資格確認書類の提出があった日の翌日（休日を除く。）までに行う。
- (5) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、予定価格以下で応札した次の順位者（最低制限価格未満での入札者を除く）に入札参加資格確認書類の提出を求めたうえ、審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行う。
- (6) 本件は議会の議決を必要とする契約に該当するため、落札者は建設工事請負仮契約を締結する。

9. 入札参加資格確認書類の提出及び工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

1 入札参加資格確認書類

- (1) 新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 配置技術者調書
 - ・配置技術者として必要な資格の有無が確認できる書類（資格証等の写し）を添付すること。
- (3) 現場代理人調書
 - (2) 及び (3) について、技術者及び現場代理人の雇用関係が確認できるものを添付すること。
- 例) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
監理技術者資格者証、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類（いずれも写し可）
※健康保険被保険者証が廃止となったため、他の確認書類を添付してください。
- (4) 施工（業務委託）実績調書（入札参加者の資格要件として同種工事施工実績が必要な場合のみ提出）
- (5) 建設業許可の写し
- (6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 上記（1）～（4）の様式は市ホームページからダウンロードし、専用の様式を使用すること。
（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））

2 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、**落札決定から請負契約を締結するまでに**、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

提出書類：公共工事における建設業法第20条の2第2項による通知書

10. 公表用積算内訳書の公表について

落札候補者が決定した場合には、入札実施日の午後1時から管財契約課窓口で公表用積算内訳書を公表する。

11. 積算疑義申立について

落札候補者決定後、以下のとおり積算疑義申立を受け付ける。		
申 立 が で き る 者	応札者のみ（ただし、1回目の入札を辞退した者と落札候補者を除く。）	
申 立 期 間	入札日当日の午後１時 ～ 翌日の午後４時３０分まで	
申 立 方 法	申 立 方 法	専用の様式（積算疑義申立書）に必要事項を記入し、持参提出する方法により行うものとする。 様式及び記入例は市ホームページからダウンロードすること。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提 出 先	千曲市役所 ４階 管財契約課 窓口
注 意 事 項	(1)積算疑義申立書は記入例を参考に具体的に記載すること。 (2)申立時に、申立の根拠となる積算資料等を持参すること。 (3)公表用積算内訳書に基づき申立をすること。	
申 立 と し て 取 り 扱 わ な い も の	(1)当該入札の応札者以外から提出されたもの (2)当該入札の落札候補者から提出されたもの (3)持参以外の方法で提出されたもの (4)申立期間終了後に提出されたもの (5)申立の対象となる建設工事等が特定できないもの (6)申立の内容が具体的でないもの、その他内容が特定できないもの (7)設計図書等で確認できるもの (8)入札公告における質問期間中に質問を行い確認すべきもの （設計書の数量と数量計算書等の数量の差異等） (9)前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないもの	
精 査 結 果 等 の 公 表	申立に対する回答及び精査結果については、市ホームページに掲載する。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→積算疑義申立精査結果・回答）	

12. その他

- ・ 契約後に「2. 入札参加者の資格要件」の資格要件を満たさない者であること等、入札参加資格確認書類に虚偽の記載等があったこと等、入札条件の違反等が判明した場合には、当該契約は解除する。
- ・ 施設等の下見を希望される場合は、事前に施設管理担当（保育課 内線1235）へご相談ください。なお、現地での質問はお受けできません。

問い合わせ先 管財契約課 契約係

TEL 026-273-1111（内線4124）

FAX 026-273-8787